

岩手県教育委員会教育長告示第1号

岩手県教育委員会が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成11年岩手県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

岩手県教育委員会

教育長 法 貴 敬

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施団体 財団法人岩手育英奨学会、財団法人岩手県文化振興事業団及び財団法人岩手県スポーツ振興事業団をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施団体 財団法人岩手育英奨学会(昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人岩手県文化振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。)及び財団法人岩手県スポーツ振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。)をいう。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	